

第 702 回

東京都青少年健全育成審議会

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

平成 30 年 12 月 10 日（月）

午後 3 時 30 分開会

○青少年課長 本日の傍聴人等をご案内いたします。本日、報道はおりません。傍聴人は 6 人となっております。

それでは、傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○青少年対策担当部長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

会長、議事進行のほう、よろしく願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから、第 702 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

議事の 2、条例に基づく事務の施行経過説明について、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。

次第と書かれております資料の 1 ページをご覧ください。

前回の審議会以降の 11 月 12 日から 12 月 9 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 2 誌を指定図書類とすること、1 作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。

11 月 15 日にプレス発表、店舗等への通知を行い、不健全図書については 11 月 16 日に告示、優良映画については 11 月 20 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶ、ファミリールール講座を 21 回開催いたしました。

立入調査等の結果につきましては、後ほど詳細に説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、12 月 5 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は、自主規制団体からの聞き取り結果として取りまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

また、資料 2 ページから過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、4 ページには、過去 1

年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書につきましては、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象者は今月もございません。

続いて、5ページをご覧ください。こちらは、都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の11月分の状況でございます。

平成30年11月までに委嘱しております協力員は、795名です。11月の活動者数は75名、調査店舗数は361店舗でございます。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類、不健全指定図書類、成人向けなどの成人マークつきの図書類の表示図書類、コンビニなどで販売されている、青い半透明のシールでとめることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の類似図書類の3種類です。この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しています。

まず、不健全図書として指定した図書類を不適切に販売している店舗はございませんでした。表示図書類につきましては、5店舗で区分陳列が適切にされていませんでした。類似図書類については、7店舗で区分陳列が適切にされておりました。

また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗は15店舗ありました。なお、今月は不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

次の6ページには、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取扱不適切が3店舗、表示図書類の取扱不適切が1店舗ございました。類似図書類で問題がある店舗も1店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取扱不適切が1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、カラオケボックスで、青少年制限掲示に問題があった店舗が1店舗ございました。また、ネットカフェにおいて、フィルタリングが導入されていない店舗が2店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査は、実施いたしませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

続いて、7ページをご覧ください。こちらは、雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務づけ

られております届出等の施行状況でございます。

図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め、届け出をすることとなります。①は、11月末現在の区市町村別届出箇所・台数一覧でございます。設置箇所数は15箇所、設置台数は44台で台数の増減はございません。

自動販売機立入調査については、4台調査を行ったところ、問題があるものはございませんでした。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

それでは、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項につきましては、非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、本日の諮問事項について、ご説明いたします。

皆様のお手元の資料のうち、調査・審議事項と記載されております資料に沿って、ご説明いたします。

まず、計1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

調査・審議事項と記載されております資料の1ページをご覧ください。諮問第1117号でございます。

さらに2ページがございます、「諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧」をご覧ください。

こちらに記載されました図書類は、平成30年11月1日から11月29日までの間に、都内のコンビニ、書店等で青少年が容易に手に取り、閲覧できる場所に陳列されているところから購入いたしました計125誌のうちから、7ページ、8ページに記載されております、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでござ

います。

図書名が、『DONKEY COMICS スプートニクコミックス ヨガリすぎておかしくなりそう』、平成 30 年 12 月 15 日に、株式会社総合図書より発行されております。過去 1 年間の指定実績はございません。

該当箇所につきましては、「全編大部分」でございます。

該当指定基準は、施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、12 月 5 日に自主規制団体から意見を聴取して、3 ページに取りまとめてございますので、ご覧ください。

当日は、15 名の方が出席されました。自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が 12 名でございます。その主な内容は、「設定の工夫や見せ方の演出、絵についても洗練が見られ、人間ドラマも入れており、一定の作品力はあると評価できる。しかし、性器及びその結合部の消しは甘く、形状がはっきりとわかる。薬物を用いて自由を奪い性交を強要する行為を肯定的に描いており、人格否定を助長するとも見てとれる。指定やむなし。」などでございます。

「指定非該当」は 1 名で、その主な内容は、「性交の描写について、前半は着衣でのシーンが多く、さほど卑わい感も感じず抵抗はない。後半は全裸同士でのシーンがメインだが、性器のぼかし方が大雑把で形状が不可思議に描かれているものが多く、かえって性的感情がそそられない。一部顔面精液だらけのシーンがあり、若干気になったが、全編を否定するほどではない。指定非該当」などでございます。なお、保留の方が 2 名おられました。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問はございますか。

では、特によろしければ、調査に入っていただきたいと思っております。

(図書審査)

○会長 では、皆様ご覧いただけたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。

それでは、A 委員からお願いいたします。

○A 委員 見せていただいた上で、線が非常に細くてきれいな絵だなと思ったんですが、最初

の表現は着衣とか、緩やかな入り方をしておりますけれども、中盤から、やはり性描写が激しいことと、どうしても裸体が多い。

それから、ぼかしは入っておりますけれども、明らかにそれとわかるような書き方であります。加えて途中で薬物を利用しているという場面がありまして、このような箇所が入っているというのは、もちろん全般もそうですけれども、昨今、薬物の犯罪が多くて、青少年がどんどんその標的になっているということですから、絶対に許されるものではないと思います。

したがって、指定やむなしでお願いいたします。

○会長 D 委員。

○D 委員 成人向けの図書と思います。区分陳列をすべき図書だと思います。

○会長 H 委員。

○H 委員 私も指定やむなしと思います。やはり、ぼかしというか、消しはできているのかなと思いますけど、形、形状がはっきりとわかるような消し方だということと、やはり性描写が余りにも多いという意味では、青少年には不適切な図書ではないかなと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

古郷委員。

○古郷委員 全編にわたって、やはり性行為シーンが多いのと、擬音、体液の描写があるということと、あわせて薬物使用もあるということですね。区分陳列でお願いしたいと思います。

○会長 では、次に、森山委員。

○森山委員 表現の修整がちょっと甘い部分が多くて、卑わい感が強いと思います。区分陳列とすべきものというふうに考えます。

○会長 次に、J 委員。

○J 委員 指定該当だと思います。

以上です。

○会長 次は、B 委員。

○B 委員 指定でお願いします。ストーリーとか内容云々の話ではなく、全編にわたっての性描写というところで、区分陳列が適当だと思います。

以上です。

○会長 次に、E 委員。

○E 委員 皆様のご意見と私も一緒に、プラス、人格否定にややとれるような表現もありましたので、指定やむなしとっております。

○会長 ありがとうございます。

次に、K 委員。

○K 委員 そうですね。指定やむなしでお願いしたいと思います。やっぱり、縛るとか、薬物とか、自分の意思に反する行為ということで、これは指定やむなしかなと思います。

○会長 ありがとうございます。

次に、中崎委員。

○中崎委員 私も指定でお願いしたいと思います。

○会長 次に、鈴木委員。

○鈴木委員 指定が適当だと考えます。

○会長 I 委員。

○I 委員 自主規制団体からの意見聴取結果で 15 名中 12 名が区分陳列となっていたように、中身を読まれた方はおわかりと思うんですけども、絵のタッチはやっぱり女性のライターのものなんですね。明らかにソフトな線なんですけども、ストーリーに問題があります。中身の消しとか、ぼかしとか、擬音とかというよりも、ヨガのインストラクターのところにレッスンを受けに来た若い男性の人格を全面的否定しているようで、こういうストーリーがこのところ BL ものとしてエスカレートしています。今回は薬物を使って二人の男が一人の少年を犯すような形になっておりますのでね。こういうストーリーそのものも問題ですので、やはりこれは区分陳列でお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

次に、C 委員。

○C 委員 やはり意見聴取でも 12 名が指定該当となっておりますし、見た感じはちょっとソフトタッチな絵なんですけども、言葉がね、そのままリアルに感じますし、白抜きもそれ以上にリアルでしたし、青少年にはやっぱり見せたくないと思います。指定でお願いいたします。

○会長 G 委員。

○G 委員 指定やむなしで、理由はもう皆さんのおっしゃることと同じで、お願いします。

○会長 次に、副島委員。

○副島委員 私も皆様と同じ意見で、指定が適当だと思います。

○会長 西尾委員。

○西尾委員 指定該当でお願いいたします。修整が甘く、擬音、体液描写も多い。卑わい感が強いと思います。

以上です。

○会長 F委員。

○F委員 修整することによって、かえって男性器が浮き出て見えるような修整になっておりますし、全編細密な性描写が多いので、指定該当でお願いいたします。

○会長 では、会長代理。

○会長代理 薬物の利用、人格否定、そして卑わい感ということで、全編にわたって問題が多いので、指定と考えます。

○会長 ありがとうございます。

私も皆様のご意見に出ているように、性描写が後半については特に激しくなっていますし、全体的に人格を否定する感じが大変強いので、区分陳列でお願いしたいと思います。

それでは、以上で皆様のご意見は、区分陳列、指定でということをございますので、そのような答申でまとめたいと思います。

1誌指定該当ということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○D委員 ちょっと先ほど聞きそびれていたもので、事務局に確認をしたいのでございますが、次第の1ページに、出版業界自主規制団体の名前が8団体書いてあります。今回、聞き取りをされたのが、結局15人というふうに読み取れるのですが、その構成を教えてください。

二つ目は、下から二つ目の出版倫理懇話会というのがほかの団体とは比べてややわかりにくい団体なので、どういう団体かということについて教えていただければと思います。

この二つをお願いいたします。

○会長 では、事務局からお願いいたします。

○青少年課長 自主規制団体との打合せ会につきましては、構成団体は8団体でございまして、人数につきましては計18名という形でご出席をいただくこととしているところでございます。

こちら、18名というところにつきましては、それぞれ団体によって数は違うという形になっておりまして、最多のものでございますと、一般社団法人の日本雑誌協会でありますが、6名出ているというところもあり、人数についてはばらばらという状況でございます。当日につきましては、3名ご欠席があったということで、15名となっているところでございます。

あとはもう一つ、こちらの出版倫理懇話会についてでございますけれども、こちらにつきましては、編集倫理規定というところで、日常の出版活動において、社会道徳に反することなく青少年の健全な保護育成を念頭に置いて、編集倫理にかかわる自主規制を遵守することを目的に結成された団体ということになっておりまして、具体的には成人マークをつけるかどうかといったところを検討している団体というところでございます。

事務局からは、以上でございます。

○I 委員 これらの業界の中ですけれども、日本書籍出版協会にご存じのように、書籍を発行する出版社が組織する一般社団法人で、日本雑誌協会というのは雑誌を発行する出版社の同様な団体です。この二つに入らないで、独自の活動をやっている会社や団体もあります。

その中で、出版倫理懇話会というのは、成人マーク、18禁を中心としながら雑誌やコミックや書籍を出していて、日本書籍出版協会や日本雑誌協会には加盟されていない団体のひとつです。

それ以外にも、幾つか全くどこにも属さないフリーの会社があるんです。しかも、有名な会社もございます。日本書籍出版協会と日本雑誌協会で大半はフォローできていると思うんですけれども、全てというわけではありません。

以上です。

○D 委員 質問に答えていただいて、ありがとうございます。構成についてはオープンにするという意味で、各団体、何人かということのをこれからは明示されたらよろしいかと思いません。提案をいたします。

以上です。

○会長 今のD委員のご提案等がございましたが、事務局から何かお話ししておきたい点ございますか。よろしいですか。

○青少年課長 了解いたしました。非常に貴重なご提案をいただきましたので、数字を資料に記入をするという形で、次回から対応させていただきたいかと思いません。

以上でございます。

○会長 それでは、ほかには、ここまでのところ、ございませんでしょうか。

では、議事を次に進めさせていただきます。

優良映画の推奨について、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、続きまして、優良映画の推奨についてご説明いたします。

本日の諮問事項を説明する前に、前回の審議の中で映画の対象区分について質問をいただいた件について回答をさせていただきます。

前回、小学生の対象区分が、1年生から3年生までが低学年、4年生から6年生までが高学年となっていることについて、1年生、2年生が低学年、3年生、4年生を中学年、5年生、6年生を高学年という区分ではないのかというご質問がございました。

これにつきましては、事務局で過去の資料を調べましたところ、少なくとも平成8年以降では、小学生中学年という区分で推薦、推奨等を行ったというところについては、確認できなかったところがございます。

そもそのところで、特に低学年、高学年という区分とした経緯というものにつきましても、確認はできなかったというところがございます。

ただ、教育現場でも低学年、中学年、高学年と三つに分けているケースと、あとはもう一つ、低学年、高学年と二つに分けているケースの両方が見受けられるところがございます。現状、現場では両方が併用されているというのが実態であるところがございます。

今後の対応についてでございますけれども、そうした二つが現場で並列しているという状況でありますと、学校や先生によって、高学年といったときに4年生以上なのか、それとも5年生以上なのか、受け取り方が異なってしまふことがあり得ますので、学校に送付する通知とはがきにつきましては、例えば小学校の高学年以上を対象とする場合には、小学校4年生以上といったような表記にすることによって、紛れがないようにしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、引き続き、優良映画について事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 まず、資料10ページに、優良映画等に関する推奨に関する条例等を記載しております。それぞれの映画が条例施行規則一号から六号のいずれかに該当するものであると

推奨するということになります。

では、諮問の内容についてご紹介いたします。資料の 11 ページをお開きください。諮問第 1116 号でございます。今回は 2 作品を諮問いたします。

まず、1 作品目を紹介します。作品名は、『ねことじいちゃん』。制作者名は、「ねことじいちゃん」製作委員会。公開時期は、平成 31 年 2 月 22 日から、新宿バルト 9 ほかでの公開を予定しております。

続きまして、14 ページの申請内容をご覧ください。対象区分として、中学生以上。推奨にふさわしい理由は、記載のとおりでございます。また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目としては、第三号、青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるものであることという申請内容でございます。

事務局といたしましては、10 ページの条例施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、12 ページ下段のとおり、対象区分として中学生以上、第三号に該当といたしました。

続きまして、11 ページを再びご覧ください。2 作品目でございます。

作品名は、『そらのレストラン』。制作者名は、『そらのレストラン』製作委員会。公開時期は、平成 31 年 1 月 25 日から、ヒューマントラストシネマ有楽町ほかでの公開を予定しております。

17 ページに、申請内容を掲載しております。対象区分としては、小学生高学年以上。推奨にふさわしい理由は、記載のとおりでございます。また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目としては、第三号、青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるものであること、及び、第四号、青少年の美しいものに対する感性を磨き、育てるものであることという申請内容でございます。

事務局といたしましては、10 ページの条例施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、15 ページ下段のとおり、申請どおり、対象区分は、小学生高学年以上。該当項目は、第三号及び第四号に該当すると判断いたしました。

以上でございます。

○会長 では、ここまでの説明につきまして、ご質問等ございますか。

では、A 委員から『ねことじいちゃん』についてはどう考えるのか、『そらのレストラン』についてはどう考えるのかをあわせて、二つの作品につきましてご意見を頂戴したいと思います。

○A 委員 最初の『ねことじいちゃん』ですけれども、これはもう動物好きにはたまらない映画だろうと思います。私も動物を飼っておりますのでわかります。ただ、今、動物ものはたくさんあるので、あえて推奨に持っていかなくてもいいのかなという気持ちがあったのは正直なところで、今日、皆様のご意見をいただきながら、最終的な判断をしようかなと思っておりましたら、一番バッテリーでしたので、そうですね、悩むところですが、動物を慈しむというよりも、今、飼っていたものを平気で捨てる世の中ですので、それだったら、飼い主がいなくなってもみんなでそれを育てていこうという気持ちが出ておりますので、推奨ということでよろしいと思います。ただ、対象の年代は小学校の高学年からでもいいんじゃないかなというのが考えです。

それから、『そらのレストラン』ですけれども、これは美しい景色と壮大な描写ですけれども、生きて生活していくには、とても厳しい環境だと思えます。そこで、食べ物を扱って、それをつくり上げていく苦労や、その思いが大変込められていること。それから、地域の人とのきずな、仲間のきずなが非常によく描かれているので、そのような小さいころの温かい仲間の感性が非常に生きているかなと思えましたので、ぜひ推奨でお願いいたします。やはり、これも年代はここに指定されている年代でいいと思います。

以上です。2 作品ともお願いいたします。

○会長 両方とも、推奨で、『ねことじいちゃん』については、小学校高学年からでいいのではないかとごさいますね。ありがとうございます。

では、次に、D 委員、お願いいたします。

○D 委員 1 作品目は、見るできませんでした。

2 作品目は、後半の4分の1とか、3分の1まで、私にとってはとても退屈でありました。悪い映画ではないとは思いますが、推奨ということでは、私は違うというふうに思います。

以上です。

○会長 D 委員の今のご発言は、推奨しないと理解してよろしいですか。

○D 委員 そういうことです。

○会長 それでは、次に、H 委員。

○H 委員 私、まず、『ねことじいちゃん』のほうの、やはりこれは岩合さんという動物をずっと撮り続けてきた写真家が初めて劇映画に挑戦したということで、私は見た感じ、動物のドラマももちろんあるんですけども、それ以上に人間ドラマというか、小さな島の人間ドラ

マとして非常によく描かれているなというふうに思いました。

したがって、推奨でお願いします。対象は中学、高校でいいと思います。

あと、『そらのレストラン』も、これもやはり非常に淡々とはしていますけども、いい映画だと思います。やはり人間ドラマというか、北海道という土地で牧場を営む人たちの人との触れ合いというんですかね、そちらが中心かなと思いますけどね。非常に心温まる映画ではないかなと思います。

したがって、推奨で、小学高学年以上、これも事務局の対象区分でいいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、古郷委員。

○古郷委員 2作品とも推奨でお願いしたいと思います。

1作品目の、『ねことじいちゃん』なんですけども、やはり地域の人と触れ合いというものと、それから思いやりなんかがよく描かれていたなというふうに思います。対象区分につきましては、小学生高学年からでもよいのかなというふうに思います。

あと、2作品目の『そらのレストラン』ですけども、これ、北海道の大自然の中で、やはり仲間や家族との思いやり、それがよく描かれているというふうに思います。事務局どおりの対象年齢でお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

次に、森山委員。

○森山委員 2本とも事務局の諮問の内容のとおりで推奨でお願いしたいと思います。

○会長 では、次に、J委員。

○J委員 2作品とも推奨に賛成です。

まず、『ねことじいちゃん』ですが、観ていて心がほのぼのとしてきました。対象は小学校高学年からで良いと思います。

次に、『そらのレストラン』ですが、雄大な北海道や仲間との友情、連帯感等が良く描かれており、1作品目同様心温まる良い映画と思います。対象年齢は事務局案通りで良いと思います。

○会長 ありがとうございます。

次、B委員。

○B 委員 一作品目は、そうですね、動物の命の尊さというのも、先ほど出ていましたけども、人、近所、まち、つながり、そういったものがよくあらわれている映画で、推奨でいいかなと思いました。推奨の対象区分も事務局案どおりで僕はいいと思います。

もう1つ、『そらのレストラン』も、仲間や家族のきずな、成長していく姿、自己肯定感を育む、いろいろ見て損はない映画なのかなと思ったんですけども、途中と最後に出てくる胸が大きい小さいというのが、推奨するときちょっと一つひっかかるキーワードになっちゃったかなという、残念なところはありましたけども、反対まではいかないかなというところで、消極的な推奨ということでお願いします。

○会長 B 委員、区分につきましても、事務局案と同じでよろしいでしょうか。

○B 委員 2 作品目は、はい。

○会長 小学校高学年からですね。

では、次、E 委員。

○E 委員 私、最初の A 委員のご意見とすごく近いんですけども、1 作品目をすごく悩んでおりまして、私も飼っている動物がおりまして、動物愛護を非常に日々気をかけて暮らしている中で、素晴らしい映画だと思ったんですけども、嫌いな猫に対しても、例えば餌をあげてくれるシーンとかがあったんですけども、猫とかと共生するに当たって、餌をあげるだけでは、どうしても共生が成り行かないということがあると思いますので、すごくいい映画で猫好きにはたまらない映画なんですけれども、これを青少年に、動物と一緒に暮らしていくのはいいね、温かいねというだけで勧めていいのかというのが、非常に悩んで、昨日から、どうしよう何を発言しようということをやっと悩んでいたんですけども、あえてすみません、これは推奨しないほうに、私は1票入れさせていただきたいと思います。

『そらのレストラン』のほうは、こちらもちよつと悩むところはあったんですけども、私は推奨でいいと思っておりまして、理由は、チーズをつくっている方が亡くなれると思うんですけども、人が仕事をする上で、一人ができることって、やっぱり限られていると思うんですけど、その人が残したことが次の人につながっていくということはよくあらわれているかなと思ひまして、ここはちよつと事務局案で推奨でお願いしたいと思います。

○会長 では、K 委員。

○K 委員 私が育った家の環境は、母がすごく猫好きで、猫が生活する部屋を一つつくったぐらいだったんですね。

私は、この映画の中の医師の方の、ここに来た医者が一番の仕事は死亡届を書くことだと言われたという、そのセリフがすごいピツときまして、やはり高齢者と猫とのつながりというんですかね、そういう過疎の島で高齢化しているところで、猫がいかにか人間たちを癒していくのかというようなことも含めて、これはすごく好きな、私個人では好きな映画なんです。

しかも、テロップで 35 匹の猫が全部名前が出てくるんです、最後の場面で。それもすごく好きで、いい映画だなと、個人的には思いました。

もう一つの『そらのレストラン』なんですけれども、これ、二つ先に作品がありますよね。それは推奨映画にならなかったんですよね、三部作の『しあわせのパン』と『ぶどうのなみだ』というのは、推奨になっていないんですよね。

そういう意味で、『そらのレストラン』を特に推奨するというのは、ちょっと何か特別に前作 2 個と違うところが本当はないといけないんだろうなと思うんですけども、映画的には非常にいい作品なので、推奨したいと思います。対象年齢も一緒に大丈夫です。

○会長 事務局案と同じでということで、わかりました。ありがとうございます。

では、次、中崎委員。

○中崎委員 私も 2 作品とも推奨でお願いしたいと思います。

両作品とも、ともに豊かに生きるというのはどういうことなのかというのを問いかけているので、そういう意味ではいい作品だと思いますので、推奨でお願いしたいと思います。

対象区分につきましては、1 の『ねことじいちゃん』のほうも、小学生高学年以上でいいのではないかと、私も思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

では、次、鈴木委員。

○鈴木委員 私も 2 作品とも推奨でお願いしたいと思います。対象区分も事務局案に賛成でございます。

以上です。

○会長 次、I 委員。

○I 委員 私も 2 作品とも推奨でお願いしたいと思うんですね。ただ、1 作品目の『ねことじいちゃん』は岩合さんが初めて撮った作品で、カメラマンとしては有名な猫好きなんですけれども、結局、猫と人間の絵的な描写にちょっとこだわりが強くて、ストーリー全体というの

は、もちろんいがみ合ったりするおばあちゃん同士とか、いろいろ演出されているんですけど、ドラマの流れがいまひとつ断片的なような気がしたんですね。

でも、猫と人の触れ合いというんですかね、そういう意味での彼のこだわった猫目線の描写というのは、なかなか見事だと思いますので、これは私は推奨でいいと思うんですけど、ただ、小学生高学年からでいいのではないかと思います。

それから、次の『そらのレストラン』なんですけど、これ、推奨理由に書いてありましたように、自ら育てた羊を食する描写を通じ、命の大切さや重さについて考察することも期待できると。このパンフレットの後ろに3人が並んで「いただきます」と言うんですね。この「いただきます」というのは、食事を単にいただくんじゃなくて、私は若いときにショックを受けたのが、あらゆる生き物の命をいただいているんだと、つまり肉でも魚介類でも、食卓に魚がこう並んでいたら、その魚の命を奪って、私がそれを食べると、魚はもっと生きられたはずなのに、食卓の私のところに今、あると、そういうふうな「命をいただく」というんですかね。子供には、他の生きものの命をいただいて、おまえが生きるんだというようなことをよく言ったんですけどもね。

結局、命をいただくことの大切さというのを教えてくれるようなシーンがあって、この監督はストーリーが、そんなに上手だと思わなかったんですけども、ただ、そういう思いを持って見られる作品じゃないかと思って、これはその意味で、私はすごく推奨したいと思うし、小学校高学年からでしたかね、事務局案どおりでいいと思います。

○会長 ありがとうございます。

C 委員。

○C 委員 私は、単純に見たまんなんですけどもね、小さな島なのに、人間模様が幾つもあって、いろんな物語があるわけですよ。とても温かく感じました。猫がいることで、島の人たちの触れ合いができて、こんなつながりができるすばらしさというのを酌みました。

また、最後に若い人、青少年が、それぞれの道を歩いていく姿というのが、青少年にも感じるものがあるのではないかなと。その中にも物語がある。推奨でお願いいたします。対象区分は、小学校の高学年。

それから、『そらのレストラン』のほうなんですけど、北海道の自然は厳しいです。その中で、みんな和気あいあいと仲間同士でやっているし、厳しいんですけども、家族とか、陽気な仲間たちとのつながりをすごく大切にしている映画だったと思いますので、推奨でお願い

いします。

せたな町というのは、循環農業とかをすごく大事にしている場所のようなんです。そのところも、ちょっと見られたので、またその魅力も皆さんにわかってもらえたんじゃないかなと思いました。

○会長 対象区分は、事務局案でよろしいでしょうか。

○C委員 青少年の第3号と第4号、それから、やはり小学生の高学年でお願いします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、G委員。

○G委員 どちらも推奨でよろしいかと思います。

1 作品目の『ねことじいちゃん』のほうは、小学生高学年からでよろしいかと思います。なかなか断絶しがちなコミュニティの中で、動物というものの果たす役割というのが伝わるものになるのかなというところ。ただ、さっき、E委員が言ったように、確かにかわいい、かわいいだけではだめだよというところも、やっぱりどこかに伝えていかないといけないのかなと考えさせられるところはありましたけど、全体としては動物が果たす役割ということが伝わるという部分で推奨でいいのかなというふうに思います。

もう1個の『そらのレストラン』のほうなんですけども、こちらは事務局案どおりの対象区分でよろしいかと思います。先ほど、I委員がおっしゃったところにも、私も実は共感するところがあって、祖父が牛とか鶏を育てていたんですけど、食べられなかったんですよ、祖父は。自分で育てているから、そういう中で小さいころに命をいただくということがどうということなのかというのを、すごく間近で見てきたつもりだったんで、そういうことを感じる機会というのは、なかなかなくなっていくので、小学生・中学生にも知ってもらえるといいなということを思いました。

以上です。

○会長 次に、副島委員。

○副島委員 『ねことじいちゃん』ですが、これは猫と高齢者と、それから高校生が二人かわりながらコミュニティの中での生活が描かれ、ほのぼのとした映画です。小学校高学年からということで私は推奨でいいのかなと思います。

『そらのレストラン』ですけれども、東京から脱サラで来た人だとか、UFOを信じる人だとか、いろんな人がいて、それを受け入れながらお互いに成長していきながら生活していく

というところも非常に楽しく見ましたので、こちらも推奨映画でいいと思います。対象は、中学生からでいいかと私は思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次、西尾委員。

○西尾委員 『ねことじいちゃん』については、動物と人とのつながりですとか、地域の人々との触れ合いを描いていて、そこはすばらしいので推奨なんですけれども、全体のトーンがやっぱりどうしても地味で、これ、子供たちに伝わるかなというところがあって、なので区分については、高校生でお願いします。

それから、『そらのレストラン』については、これは友情ですとか、家族愛ですとか、あとは食を支える酪農、農業のすばらしさを描いているので、これも推奨でいいと思うんですが、区分については、これもちょっと 126 分というのが非常に長かったので、小学生は無理かなと私は思っていて、中学生でお願いします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

F 委員。

○F 委員 私も、『ねことじいちゃん』に関しては、中高生というより、中高年向けの映画だなと思えました。子供がこれを見てもおもしろいのかなというところを非常に考えました。子供には難しいというか、見ても楽しくないんじゃないかと。大人が見たら大変ほのぼのしていて、皆さんの評価のようにいい映画だと思いますが、子供向きかはよくわからないので、保留にします。

『そらのレストラン』は、いただきますの精神が描かれているということと、チーズ作りというものづくりに真摯に向かう姿が描かれているので、中学生以上向けに推奨で良いと思います。

○会長 それでは、会長代理。

○会長代理 『ねことじいちゃん』については、推奨でいいと思います。本当はこれ大人が見る映画かな、あるいは高齢者がいろいろ考える映画かなと思いますので、区分については事務局案どおり、中学生以上でいいと思います。中学生ぐらいになれば、過疎の老後の問題とか、そういうことも考えてもいいのかなと思います。

それから、『そらのレストラン』のほうですけども、私もI委員の意見に近いのですが、東京の子が北海道の大自然の世界、そういう映画を見て、そして生命の大切さ、ヤギの肉のシーンなんかもありましたけども、そういうところに触れるというのはいいことと思います。

ただ、胸が大きいとか何とか、そういうところとか、それから、いささかストーリー的に退屈なところもありますので、中学生以上でいかがかなというふうに考えます。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に私の意見ですが、私も『ねことじいちゃん』は正直言うと、やはりぎりぎりまで悩んでいました。大変きれいな映像だし、猫がとりわけ、やっぱりかわいらしくほのぼのと、また表情も豊かに撮られていて、人間との重ね合わせたシーンもすごく魅力的で、見ていて私自身はくつろげて、大変にいい映画だなと思ったのですけれど、さて青少年にこれで何が訴えられるのかなというところに若干、推奨に最後まで悩んでいました。

今日、皆様のご意見も聞いて、最後に発言させていただけるので、やはり推奨がいいかなと思いました。全体の映像から考えると、小学校の高学年からむしろ感じ取ってくれるのではないかと思い、区分は小学校高学年以上からというふうに思います。

それから、『そらのレストラン』は、皆様からございましたように、命の大切さとか、大自然の中で命を育てていく苦勞とか、そういうことがよく表わされているので、ぜひ青少年には見てもらいたいと思い、事務局案どおり小学校高学年からの推奨でいいと思います。

というところで、以上でまとめに入りたいと思います。まずは、『ねことじいちゃん』のほうでございます。ほとんどの方が、推奨するというところでございますので、『ねことじいちゃん』については、推奨で答申したいと思います。

また、対象区分につきまして、事務局案と異なり、小学校高学年以上でいいんじゃないかという方の人数が、私を除いて8名ということになります。事務局案どおりというご意見の方は、6名いらっしゃいます。高校生だけという方もいらっしゃいますので、今、そういう全体の状況の中で、もう一度皆様に考えていただき、区分については挙手をとらせていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 何かこれについてご意見を追加でおっしゃりたい方、いらっしゃいますか。

よろしいですか。

では、三択で決をとらせていただきたいと思います。小学校高学年以上がいいのではない

かという方、事務局案どおり中学・高校でいいのではないかという方、それから高校生がいいのではないかという方。もともと推薦しない、保留の方は挙手に入らないでいただいて、数を確認したいと考えます。

では、挙手をお願いいたします。

中学生・高校生という事務局案どおりがいいと思う方、手を挙げてください。事務局、カウントをお願いいたします。

(挙手)

○会長 小学校高学年以上がいいと思う方、挙手をお願いいたします。

(挙手)

○会長 では最後に、高校生がいいのではないかという方。

(挙手)

○会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から人数を発表していただけますか。

○青少年課長 最初に審査をいただきました数字と同じ、8名、6名、1名です。

○会長 8名が小学校高学年からで、事務局案が6名で、高校生が1名。そうしますと、保留の方、推奨しない方、あるいはご覧になっていないという方を除く15名のうち、8名が小学校高学年からということなので、それをもって過半数ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、『ねことじいちゃん』の対象区分は小学校高学年からと決めさせていただきます。

それから、『そらのレストラン』のほうですが、推奨する、それも事務局案の区分でという方が多いので、事務局案の区分で推奨するというので、答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 以上で、今回諮問がございました二つの作品について、決めさせていただきました。

どうもご協力ありがとうございました。

事務局から、ほかに報告はございますか。お願いいたします。

○青少年課長 それでは、事務局からの報告でございます。

18 ページをご覧ください。こちらの都民の申出の11月処理分でございますが、電話によ

るものが1件、メールによるものが16件ございました。

電話による1件は、コミックスとして発売されている漫画で、子供が残虐な拷問や人体実験を行われる内容があるというものでございました。

事務局において、内容を確認しましたが、戦闘シーンの描写というものはありましたが、甚だしく残虐性を助長するものとは言えないという状況でございまして、こちらにつきましては条例施行規則第15条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断したところでございます。

メールによるものに関しましては、全件、8月以降ご紹介させていただきました、同じ図書類に関するものでございます。匿名の申出でございしますが、内容等から考えますと、同一の方からの申出と推測されるものでございます。

本件についても、前回までと同様、条例施行規則第15条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断しているところでございます。

都民の申出は以上でございます。

なお、次回審議会に諮問予定の映画はございません。

事務局からは、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、本日の調査・審議事項について、何か質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

では、以上で、調査・審議事項を終了いたします。

傍聴人の方が再入室されるため、図書名がわかる資料はしまってくださいよう、お願いいたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局から、ご説明をお願いいたします。

○青少年課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都の青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画、『ねことじいちゃん』及び『そらのレストラン』につきまして諮問を行いまして、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

不健全図書のご告示予定日は平成 30 年 12 月 14 日金曜日、推奨映画の公告予定日は平成 30 年 12 月 18 日火曜日。プレス発表は不健全図書類の告示日前日の平成 30 年 12 月 13 日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。1 月 15 日火曜日の 15 時 30 分からとなります。

以上でございます。

○会長 それでは、本日は、これで終了させていただきます。今年が最後でございますけれど、どうもありがとうございました。

午後 4 時 47 分閉会